

あま市成年後見制度利用支援事業実施要綱

成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成22年あま市告示第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、事理弁識能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）に対し、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者の権利を擁護し、安定した日常生活の実現を図ることを目的として実施するあま市成年後見制度利用支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる審判の請求（以下「審判請求」という。）

ア 後見開始の審判（民法第7条）

イ 保佐開始の審判（民法第11条）

ウ 保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判（民法第13条第2項）

エ 補助開始の審判（民法第15条第1項）

オ 補助人の同意権付与の審判（民法第17条第1項）

カ 保佐人の代理権付与の審判（民法第876条の4第1項）

キ 補助人の代理権付与の審判（民法第876条の9第1項）

(2) 審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）の負担

(3) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）に対する報酬の費用（以下「後見人等報酬費用」という。）の助成

（市長による審判請求の対象者）

第3条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判請求の対象者は、次の各号のいずれにも該当する要支援者とする。

(1) 市内に住所を有する者又は介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令により市の援護を受けている者

(2) 配偶者及び2親等内の親族がない者（当該配偶者及び親族が審判請求を行う意思がないと市長が認める場合を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族で、審判請求を行う意思のある者がいるときは、市長は、審判請求を行わないものとする。

（審判請求費用の負担）

第4条 市長は、前条第1項の規定により審判請求を行ったときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求費用を負担するものとする。

（審判請求費用の求償）

第5条 市長は、第3条第1項の規定による審判請求に基づき、後見人等の選

任を受けた者が市の負担した審判請求費用を負担する能力があると判断したときは、後見人等を通じて民法第8条に規定する成年被後見人、同法第12条に規定する被保佐人又は同法第16条に規定する被補助人（以下「被後見人等」という。）の資産から当該費用の返還を求めることができる。ただし、当該被後見人等が次条に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除く。

2 市長は、前項に規定する審判請求費用の返還請求に関し、その求償権を得るため、審判請求と同時に、家事事件手続法第28条第2項に基づき審判請求費用の負担を命ずることを求める申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

（審判請求費用の助成対象者）

第6条 市長は、第3条第1項の規定による審判請求が行われなかった被後見人等について、後見人等が付され、かつ、当該被後見人等又は申立人（被後見人等の親族である場合に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、申立人が負担した審判請求費用に相当する額を助成することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する中国残留邦人等の支援給付を受けている者

(3) 審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人等の収入から控除した場合に、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費の額を下回り、かつ預貯金等の合計額が100万円を超えないとき。

(4) その他助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と市長が認める者（審判請求費用の助成の申請）

第7条 審判請求費用の助成を受けようとする被後見人等は、後見人等又は申立人をして、審判請求費用助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 家庭裁判所が発行する審判書謄本の写し

(2) 審判確定が分かる書類（登記事項証明書、家庭裁判所が発行する審判確定証明書等）

(3) 審判確定後、裁判所に提出した財産目録等の写し（家庭裁判所が提出不要と判断した場合を除く。）

(4) 審判請求費用として支出したことが分かる書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）

(5) 被後見人等及びその世帯員並びに申立人（被後見人等の親族である場合に限る。）の収入や預貯金額が分かる書類（金融機関の通帳等の写し、有価証券の写し等）

(6) 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本（抄本）等のうち、い

ずれかの写しとする。ただし、顔写真のないものは二点を要する。)

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その適否を審判請求費用助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により当該後見人等又は申立人に通知するものとする。

（審判請求費用の助成金の交付）

第8条 前条第2項の規定により審判請求費用の助成の決定を受けた後見人等又は申立人は、審判請求費用・後見人等報酬費用助成金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、審判請求費用を助成するものとする。

（後見人等報酬費用の助成対象者）

第9条 後見人等報酬費用の助成の対象者は、市内に住所を有する者又は介護保険法その他の法令により市の援護を受けている被後見人等のうち、第6条各号のいずれかに該当する者とする（後見人等が被後見人等の親族である場合を除く。）。

（後見人等報酬費用の助成金の額）

第10条 後見人等報酬費用の助成の額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬の金額とする。ただし、被後見人等が施設入所又は長期入院している場合は月額1万8,000円を、在宅で生活している場合は月額2万8,000円を上限とする。

（後見人等報酬費用の助成の申請）

第11条 後見人等報酬費用の助成を受けようとする被後見人等は、後見人等をして、後見人等報酬費用助成申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 家庭裁判所が発行する後見等事務報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見等事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し
- (4) 金融機関の通帳等の写し

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その適否を後見人等報酬費用助成（決定・却下）通知書（様式第5号）により当該後見人等に通知するものとする。

（後見人等報酬費用の助成金の交付）

第12条 前条第2項の規定により後見人等報酬費用の助成の決定を受けた後見人等は、審判請求費用・後見人等報酬費用助成金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、後見人等報酬費用を助成するものとする。

（後見人等の届出義務）

第13条 後見人等報酬費用の助成を受ける後見人等は、被後見人等について次の各号のいずれかに該当するときは、口頭又は書面により速やかに市長に

報告しなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 第2条に規定する支援を要しなくなったとき。
 - (3) 世帯の状況に変更があったとき。
- (後見人等報酬費用の助成の中止)

第14条 市長は、被後見人等が第9条の規定に該当しない次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後見人等報酬費用の助成を中止するものとする。

- (1) 第6条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 転居等により市内に住所を有しなくなったとき。ただし、介護保険法その他の法令により市が援護を行っている場合を除く。
- (助成金の返還)

第15条 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から交付した助成金を返還させることができる。

2 市長は、被後見人等が死亡した場合において、相続財産があることが判明したときは、相続人に対して、その相続財産の範囲内で、交付した助成金の返還を請求することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

あま市長 様

(後見人等又は申立人)

住 所

氏 名

電話番号

審判請求費用助成申請書

次のとおり、審判請求費用の助成を申請します。

被後見人等	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
申 請 額	内 訳	切 手 代 円
		収入印紙代 円
		診 断 書 料 円
		鑑 定 料 円
	そ の 他	
合 計 額		円
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する中国残留邦人等の支援給付を受けている者 <input type="checkbox"/> 審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人等の収入から控除した場合に、生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費の額を下回り、かつ預貯金等の合計額が 1 0 0 万円を超えないとき <input type="checkbox"/> その他助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と市長が認める者	

※必要な添付書類は裏面参照のこと。

添付書類

- 家庭裁判所が発行する審判書謄本の写し
- 審判確定が分かる書類（登記事項証明書、家庭裁判所が発行する審判確定証明書等）
- 審判確定後、裁判所に提出した財産目録等の写し（家庭裁判所が提出不要と判断した場合を除く。）
- 審判請求費用として支出したことが分かる書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）
- 被後見人等及びその世帯員並びに申立人（被後見人等の親族である場合に限る。）の収入や預貯金額が分かる書類（金融機関の通帳等の写し、有価証券の写し等）
- 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本（抄本）等のうち、いずれかの写しとする。ただし、顔写真のないものは二点を要する。

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

あま市長



審判請求費用助成（決定・却下）通知書

年 月 日付で申請のあった審判請求費用の助成については、次のとおり決定・却下します。

1 被後見人等

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 生年月日 年 月 日

2 助成金額

金 円

3 却下の理由

様式第3号 (第8条・第12条関係)

年 月 日

あま市長 様

(請求者)

住 所

氏 名

電話番号

審判請求費用・後見人等報酬費用助成金請求書

年 月 日付け 第 号で助成決定のあった助成金について、次のとおり請求します

1 助成の種類

審判請求費用

後見人等報酬費用

(年 月 日～ 年 月 日)

2 助成金額

金 円

3 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 組合	支店名	本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

あま市長 様

(後見人等)
住 所
氏 名
電話番号

後見人等報酬費用助成申請書

次のとおり、後見人等報酬費用の助成を申請します。

被後見人等	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
類 型	後見 ・ 保佐 ・ 補助	
申 請 額	報 酬 額	円
	報酬付与対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する中国残留邦人等の支援給付を受けている者 <input type="checkbox"/> 審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人等の収入から控除した場合に、生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費の額を下回り、かつ預貯金等の合計額が100万円を超えないとき <input type="checkbox"/> その他助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と市長が認める者	

添付書類

- 家庭裁判所が発行する後見等事務報酬付与の審判書謄本の写し
- 後見等事務報告書の写し
- 財産目録書等の写し
- 金融機関の通帳等の写し

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

あま市長



後見人等報酬費用助成（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった後見人等報酬費用の助成については、次のとおり決定・却下します。

1 被後見人等

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 生年月日 年 月 日

2 助成金額等

(1) 助成月額 金 円

(2) 助成開始年月 年 月 日

3 却下の理由